

平成 2 2 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 2 年 2 月 2 2 日

神戸市相楽園会館

平成 22 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第 1 日（平成 22 年 2 月 22 日） 会議録

議事日程

平成 22 年 2 月 22 日午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の
件
- 第 4 議案第 2 号 平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 3 号)
- 第 5 議案第 3 号 平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 議案第 4 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 5 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基
金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 6 号 平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 9 議案第 7 号 平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計予算
- 第 10 請願第 1 号 被保険者の負担軽減を求める請願
- 第 11 請願第 2 号 滞納者に対する支援対策と保険証交付を求める請願
- 第 12 請願第 3 号 後期高齢者医療制度を直ちに廃止する意見書採択を求める請願
- 第 13 一般質問

- 第14 議長の辞職
第15 議長の選挙
第16 副議長の辞職
第17 副議長の選挙
第18 同意第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
第19 議会運営委員会委員の選任
-

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（32名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 中村三郎 | 2番 山名基夫 |
| 3番 白井文 | 4番 友國仁男 |
| 5番 河野昌弘 | 6番 濱田知昭 |
| 8番 川村貴清 | 10番 中川茂 |
| 11番 樽本庄一 | 12番 西田正則 |
| 14番 來住壽一 | 15番 村上正明 |
| 16番 大眉均 | 18番 水田賢一 |
| 19番 井上嘉之 | 20番 吉岡正剛 |
| 21番 東郷邦昭 | 23番 藤原敏憲 |
| 24番 辻重五郎 | 26番 多次勝昭 |
| 27番 富岡篤太郎 | 28番 田路勝 |
| 29番 山本廣一 | 30番 西村悟 |
| 32番 古谷博 | 33番 清水ひろ子 |
| 34番 細岡重義 | 35番 藤原茂 |

36番 橋本省三 37番 八幡儀則

38番 山本 暁 39番 庵途典章

欠席議員（9名）

7番 山中 健 9番 谷口 芳紀

13番 豆田 正明 17番 登 幸人

22番 酒井 隆明 25番 川野 四朗

31番 戸田 善規 40番 長瀬 幸夫

41番 岡本 英樹

説明のため出席した者

広域連合長 山 田 知

副広域連合長 尾 崎 光 雄

事務局長 寺 田 裕

資格保険料課長 田 原 洋 子

給付課長 植 田 勲

システム課長 久 保 孝

職務のため出席した職員

総務課長 酒 匂 義 裕

事務職員 田 月 幸 一

事務職員 田 辺 三 夫

(午後 2 時開会)

○議長(西田正則) ただいまの出席議員は 32 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 22 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

山田広域連合長。

○広域連合長(山田 知) 本日は、平成 22 年第 1 回広域連合議会の定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、年度末の大変ご多忙な折にもかかわりませず、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の運営にご努力をいただいていることに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、平成 22、23 年度の保険料率を定める後期高齢者医療制度に関する条例の改正案や、平成 22 年度広域連合予算案等、諸案件を提案させていただいております。各議案につきましては、後ほど事務局より説明させますので、何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○議長(西田正則) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第 3 号より第 5 号に至る報告がありました。

以上で諸報告は終わります。

次に、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は 15 番、宝塚市、村上議員及び 38 番、上郡町、山本議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西田正則) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長(寺田 裕) ただいま上程されました議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてご説明いたします。

定例会提出議案の1ページをお開きください。

本件は、船員保険法等の改正に伴い、当該条例で引用する条文を改正するものでございます。

議案第1号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(西田正則) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西田正則) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第２号「平成２１年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）」、日程第５、議案第３号「平成２１年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 議案第２号「平成２１年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）」、議案第３号「平成２１年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」につきまして、相互に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案第２号「平成２１年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）」でございますが、定例会提出議案の３ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ３４億３，８１４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５７億６，２８４万２，０００円とするものでございます。

それでは、平成２１年度補正予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。２ページをお開きください。

歳入予算でございますが、第２款国庫支出金、第１項国庫負担金は、国の保険料不均一賦課負担金の額が確定したことによるものであり、３１７万３，０００円の減額でございます。第２項国庫補助金は、保険料軽減措置が２２年度以降も継続し、その財源は国が全額を補てんするとされたことにより、２２年度保険料軽減分が２１年度中に交付されるもので、臨時特例基金に積み立てる３４億３６３万円を増額するものでございます。

第３款県支出金、第１項県負担金は、県の保険料不均一賦課負担金の額が確定したことによるものであり、３１７万３，０００円の減額でございます。

第４款繰入金、第２項特別会計繰入金３，６５０万円は、健康増進事業等に係る特別調整交付金の見込み額でございます。

第6款諸収入、第2項雑入435万7,000円は、臨時特例基金利子収入を増額するものでございます。

以上、合計で一般会計の歳入補正額は、34億3,814万1,000円の増額となっております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。3ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、健康増進事業に係る各市町への補助金等3,650万円と、平成22年度の保険料軽減措置のための積立金34億798万7,000円を増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、国と県からの不均一賦課負担金を繰り出すもので、負担金額の確定により、634万6,000円の減額でございます。

以上、一般会計の歳出補正額は、合計で34億3,814万1,000円の増額となっております。

議案第2号についてご説明申し上げます。

次に、議案第3号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の5ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ269億2,925万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,075億3,550万8,000円とするものでございます。

これは、療養給付費の見直しに伴い、市町支出金、国・県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ減額し、あわせてその他の項目につき、実績を踏まえて必要な補正を行うおうとするものでございます。

それでは、平成21年度補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。6ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金、第1目保

険料等負担金 2 億 5, 0 3 4 万 3, 0 0 0 円、第 2 目療養給付費負担金 2 0 億 1 1 2 万 7, 0 0 0 円は、それぞれ療養給付費の見直しに伴う減額でございます。

第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費負担金 6 0 億 3 3 7 万 8, 0 0 0 円は、療養給付費の見直しに伴う減額、第 2 目高額医療費負担金 2 億 7, 8 2 7 万 9, 0 0 0 円は、給付実績による増額でございます。第 2 項国庫補助金、第 1 目調整交付金 2 9 億 6, 2 7 5 万 8, 0 0 0 円は、療養給付費の見直しに伴う減額、第 2 目健康診査費補助金 5, 3 1 5 万 4, 0 0 0 円は、保健事業費の実績による減額でございます。第 3 目老人医療費国庫補助金 8, 6 4 5 万 8, 0 0 0 円は、特別高額医療費共同事業拠出金額の実績による増額でございます。

第 3 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目療養給付費負担金 2 0 億 1 1 2 万 7, 0 0 0 円の減額は、療養給付費の見直しに伴うもので、第 2 目高額医療費負担金 2 億 7, 8 2 7 万 8, 0 0 0 円は、給付実績による増額でございます。

第 4 款支払基金交付金 1 4 0 億 3, 5 6 4 万 7, 0 0 0 円の減額は、療養給付費の見直しに伴うものでございます。

7 ページをお願いいたします。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金 2 億 4, 3 3 2 万 6, 0 0 0 円の減額は、交付額の見直しによるものでございます。

第 6 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金 6 3 4 万 6, 0 0 0 円の減額は、不均一賦課に係る一般会計からの繰入額の確定によるものでございます。第 2 項基金繰入金 1 億 2, 8 5 2 万 2, 0 0 0 円の減額は、2 1 年度の保険料軽減財源として、国の臨時特例交付金から積み立てられた臨時特例基金からの繰入金でございまして、対象者数の実績によるものでございます。

第 9 款諸収入、第 1 項延滞金、加算金及び過料 1 9 9 万 9, 0 0 0 円、第 2 項預金利子 1, 8 3 2 万円、第 3 項雑入、第 2 目第三者納付金 9, 0 0 0 万円、第 3 目返納金 3 1 3 万 7, 0 0 0 円は、実績によりそれぞれ増額するものでございます。

以上、合計で特別会計の歳入補正額は、269億2,925万7,000円の減額となっております。

8ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費268億5,843万6,000円は、療養給付費の見直しに伴う減額、第2目訪問看護療養費5,834万6,000円の減額、第5目審査支払手数料789万円の増額、第2項高額療養諸費、第1目高額療養費6,889万7,000円の減額、第3項その他医療給付費、第1目葬祭費1億3,515万円の増額は、それぞれ実績に伴うものでございます。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金2億3,624万6,000円の減額、第4款は、保健事業費5,271万円の減額でございます。

9ページに移りまして、第5款公債費2,865万円の減額は、それぞれ実績を踏まえたものでございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目還付金5,000万円の増額、第2目償還金12億794万円の減額、第2項繰出金3,650万円の増額は、それぞれ実績に基づくものでございます。

第7款予備費13億5,242万8,000円の増額は、このたびの歳入歳出予算の精査の結果による21年度の剰余金見込み額でございます。20年度の剰余金と合わせた67億2,930万6,000円は、平成22年度特別会計へ繰り越すこととしております。

以上、合計で特別会計の歳出補正額は、269億2,925万7,000円の減額となっております。

議案第3号についてご説明申し上げました。

○議長（西田正則） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。自席でご発言願います。

○23番（藤原敏憲） 養父市の藤原でございます。

議案第3号の特別会計の補正予算につきまして、質疑を申し上げたいと思います。

先ほど説明がございましたが、特別高額医療費の共同事業拠出金が2億3,000万円ほど減額になっております。これは、事前に内容的なものにつきましてはお聞きもいたしました。1件当たり400万円の医療費が今後700万円になったことによって減額になったということございましたけれども、20年度の決算で見ますと、当初2億3,000万円ほど組んでありましたが、補正なしで不用額で1億9,000万円減額して、決算の段階で4,200万円ということになっておりましたが、今回は2億3,500万円減額補正をして9,600万円にするということになっているわけですが、20年度実績でも4,200万円であったものが、当初予算で21年度3億円以上の予算を組んでおきながら、また減額をしなければならない。20年度実績を見ておれば、21年度の予算を立てるときも、こういうふうな予算を組まなくてもよかったのではないかというふうに思いますが、この件につきまして詳細を説明願いたいというふうに思います。

それから、保険給付費は大きく減額になっているわけですが、保険給付費によりまして保険料が変わってくるわけでございますので、これらの主な要因というのはどのようにつかんでおられるのか。これにあわせて、当然、予備費が多額となってまいりまして、合計で67億円、次年度に繰り越すということにもつながってまいりますので、もともとの医療費の見込みがどうであったのかということにも関連してまいりますので、そうしますと保険料の算定にも影響が出てまいりますので、この2点につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

特別高額共同事業の関係でございますが、これは1件400万円以上のレセプトを対象としておりますが、特に心臓バイパス手術につきましては、700万円を超えるもののみが対象となっているわけでございます。今、ご指摘もございましたように、20年度決算で4,200万円でございます。この実績がほぼ出てまいりましたのが年度後半でございます、21年度予算編成に間に合わなかったということでございます。20年度は、制度発足の年でもございまして、その他の項目につきましても幾つか補正をお願いしたものでございますが、決算を踏まえまして、実態がわかってきた項目もございます。そういう事情でございますので、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思っております。

それから、療養給付費の件でございますが、療養給付費につきましては、被保険者数と一人当たり給付費の動向により動いてまいります。21年度の一人当たり給付費は、20年度の実績に比べまして、約3.94%、ほぼ4%の伸びで推移しております。一方、被保険者数でございますが、20年度においては、当初想定しておりましたより1万3,000人ばかりの減となりました。これは、平成20年度におきまして、制度へ加入いただけることを想定しておりました65歳から74歳までの障害認定の方がこのうちほとんどでございまして、想定より1万人余少なかったこと、このことが大きな要因でございました。21年度につきましては、障害認定の方の動きがほぼ20年度と同様の傾向を示しておりますので、このたび21年度補正をお願いしておりますのは、20年度比一人当たり医療費の伸び3.94%を、21年度の当初予算、これは5%と見込んでおりましたが、これに置きかえまして、減額をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） そうしますと、特別高額医療共同事業拠出金につきまして

は、20年度決算では不用額で補正は組んでいませんね。ところが、21年度は実績に基づいて現時点でわかったので補正を組むということで理解してもよろしいでしょうか。20年度決算の20年度事業を運営している段階で臨時議会もあったわけですので、そのときには補正はされなかったのはなぜかということですが、いかがでしょうか。そして、レセプトの400万円、700万円ということにつきましては、これからずっとそういう形で推移するということで理解しておいてよろしいのでしょうか。そうしますと、かなり拠出金が減ってくると、この制度が続く限り、ということですが、理解しておいてよろしいのでしょうか。

それから、療養給付費の関係ですが、医療費そのものについては、変更なしで、端的な言い方ですけれども、障害者の方の後期高齢者医療制度に加入される方が少なかったと、予測よりもということですが、理解してよろしいでしょうか。そうしますと、当然、給付費に見合った保険料をつくる、兵庫県連合議会としてつくっているわけですから、それも見込みが変わってきた。そのために、予備費に多く回さなければならぬということですが、理解しておいてよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 高額共同拠出金につきましては、20年度の決算で不用を出させていただきました。20年度決算の際には、既に同年2月に21年度の予算を組ませていただいております。その段階では、こういう件数の見込みが少なかったということは、残念ながらわからなかったわけですが、おっしゃいましたように、20年度に続きまして21年度につきましては、そのところをおさえて、今回補正をお願いし、21年度の現状がほぼベースになっていくのではないかなと考えております。

それから、療養給付費ですが、20年度の動きにつきましておっしゃられたと思います。20年度につきましては、障害認定の方が非常に想定よりも加入される方が少なかったという形ですが、本年度は、20年度程度の傾向が続いてい

るということですが、21年度につきましては、先ほど申し上げましたように、被保険者数については、ほぼ想定どおりでございますが、一人当たり医療給付費について、今回実績に置き直させていただいたということでございます。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） そうすると、療養給付費の関係でございますが、一つは医療費全体が減った。それと、障害者の方の加入数が減ったから、当然医療費も減りますので、それを合算したものが今回の補正になっております260億円だということですので、理解しておいてよろしいのでしょうかということです。それでいきますと、当然、先ほど言いましたように、保険給付費に基づいて保険料が算定されるわけですから、保険料にも影響があったのではないかと、当初の段階で、この決算を見まして、このように思うわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（西田正則） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 20年度の決算のことでございますか。21年度につきましては、先ほど申し上げましたように、3.94%の実際の一入当たり給付費の伸びを、当初予算5%で組みさせていただいておりましたので、それに置きかえたということが、今回減額補正をする要因でございます。

○議長（西田正則） 質疑は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第2号及び議案第3号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第7、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の

件」、日程第 8、議案第 6 号「平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、及び日程第 9、議案第 7 号「平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました議案第 4 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第 5 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第 6 号「平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、及び議案第 7 号「平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

定例会提出議案の 8 ページをお開きください。

議案第 4 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。

本件は、平成 22 年、23 年度の保険料率を定めるとともに、医療の確保が著しく困難である地域に住所を有する特定地域被保険者と、給付等に要する費用の額が著しく低い市町に住所を有する特定市町区域内被保険者に適用される、平成 22 年度、23 年度の保険料率を定めようとするものでございます。

平成 22 年度、23 年度の保険料は、これまでの軽減措置が 21 年度限りとされていたことのほか、医療給付費の増加に加え、高齢化の進行に伴う高齢者負担率の伸び、給付対象月数が 23 月から 24 月になること等の要因が重なり、大幅な上昇が予想されたため、国が軽減措置を継続することといたしました。

広域連合では、さらに平成 21 年度末の剰余金見込み額 67 億円全額と、県に設置されている財政安定化基金から 21 億円を取り崩し、合計 88 億円を活用して、均等

割額を据え置き、所得割率を0.16ポイントの上昇に抑え、被保険者の負担を抑制しようとするものでございます。

条例改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げますので、10ページをお開きください。

第8条及び第9条は、平成22年度及び平成23年度の所得割率を100分の8.23、被保険者均等割額を4万3,924円とするものでございます。

第11条、附則第5条第10号は、それぞれ特定地域被保険者及び特定市町区域内被保険者の保険料率を定めるもので、12ページの別表第1、及び別表第2のとおりでございます。

11ページにお戻りいただきまして、附則第14条以下は、軽減措置の継続に関する規定を追加するものでございます。

議案第4号についてご説明申し上げます。

次に、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の13ページをお開きください。

本件は、保険料軽減対策の財源等に充てるため、基金条例の改正を行おうとするものでございます。条例改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げますので、14ページをお開き願います。

第6条において、基金を処分できる期間に関する規定を廃止するとともに、15ページの附則第2項で、この条例は平成24年度末で失効するとしております。

議案第5号についてご説明申し上げます。

次に、議案第6号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

定例会提出議案の16ページをお開きください。

本予算は、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ15億3,014万4,000

円とするものでございます。

それでは、平成22年度予算に関する説明書によりご説明申し上げます。12ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市町の共通経費分賦金で、14億5,500万8,000円、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、保険料不均一賦課負担金3,532万7,000円、第2項国庫補助金は、老人医療費国庫補助金67万9,000円、第3款県支出金、第1項県負担金は、保険料不均一賦課負担金で、3,532万6,000円を計上いたしております。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第2項特別会計繰入金、13ページに移りまして、第5款繰越金は、それぞれ存目でございます。

第6款諸収入は、第1項預金利子80万円、第2項雑入は、基金利子収入等300万1,000円を計上いたしております。

以上、一般会計の歳入予算総額は、15億3,014万4,000円となっております。

14ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款議会費は、広域連合議会の開催経費162万8,000円でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、14億5,464万2,000円でございます。総務管理費の主な内訳は、次のとおりでございます。

第1目一般管理費、第11節需用費3,688万2,000円は、用紙代等の消耗品費、封筒、パンフレット等の印刷費等、第12節役務費2億332万1,000円は、通信運搬費、コールセンター経費等、15ページに移りまして、第13節委託料8億414万9,000円は、標準システム運用・保守業務、高額療養費等給付業務等の委託費、第14節使用料及び賃借料1億421万7,000円は、電算処理シス

テム機器賃借料、広域連合事務室の賃借料等、第19節負担金、補助及び交付金3億26万3,000円は、事務局職員給与費負担金等でございます。

第2項選挙費は、12万6,000円、第3項監査委員費は、9万5,000円を計上いたしております。

16ページをお開きください。

第3款民生費は、特別会計への保険料不均一賦課繰出金7,065万3,000円、第4款予備費は、300万円を計上いたしております。

以上、一般会計の歳出予算総額は、15億3,014万4,000円となっております。

議案第6号についてご説明申し上げます。

次に、議案第7号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

定例会提出議案の19ページをお開きください。

本予算は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ5,364億4,558万1,000円とし、一時借入金の借入れの最高額を150億円と定めるものでございます。

それでは、平成22年度予算に関する説明書によりご説明申し上げます。18ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金は、各市町の保険料等負担金518億3,771万2,000円、療養給付費負担金406億1,100万4,000円を計上いたしております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付費負担金1,218億3,301万2,000円、高額医療費負担金15億9,328万2,000円、第2項国庫補助金は、調整交付金373億3,932万7,000円、健康診査費補助金1億4,200万円、老人医療費国庫補助金1億389万8,000円を計上いたしております。

第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付費負担金406億1,100万4,000円、高額医療費負担金15億9,328万2,000円を計上いたしております。

19ページへお移り願います。

第4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、2,301億7,056万9,000円、第5款特別高額医療費共同事業交付金は、1億389万8,000円を計上いたしております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課繰入金で、7,065万3,000円、第2項基金繰入金は、平成22年度の被用者保険の被扶養者及び低所得者の保険料軽減の財源に充てるために、平成21年度に一般会計から積み立てた臨時特例基金からの繰入金で、34億363万円、第7款繰越金は、平成21年度特別会計の予備費、補正後の67億2,930万6,000円を計上いたしております。

第8款県財政安定化基金借入金は、存目でございます。

20ページをお開きください。

第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は、延滞金等200万1,000円、第2項預金利子は、4,800万円、第3項雑入は、第三者納付金等2億5,300万2,000円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳入予算総額は、5,364億4,558万1,000円となっております。

21ページにお進みいただきまして、歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費、後期高齢者医療に係る療養諸費で、療養給付費5,051億1,088万1,000円、訪問看護療養費16億1,545万円、特別療養費100万円、移送費10万円、審査支払手数料13億900万円を計上いたしております。第2項高額療養諸費は、高額療養費206億210万4,000円、高額介護合算療養費9億6,062万4,000円、第3項その他医療給付費は、葬祭費16億2,000

万円を計上いたしております。

第2款県財政安定化基金拠出金は、4億9,422万9,000円でございます。

22ページをお開きください。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金は、1億389万8,000円、第4款保健事業費は、健康診査に要する経費4億2,700万円を計上いたしております。

第5款公債費は、一時借入金利子4,253万5,000円、第6款諸支出金は、過年度還付金等で1億250万1,000円、23ページに移りまして、第7款予備費は、40億5,625万9,000円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳出予算総額は、5,364億4,558万1,000円となっております。

議案第7号についてご説明申し上げました。

以上、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西田正則） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。自席でご発言願います。

○23番（藤原敏憲） 養父市の藤原でございます。

議案第4号、条例改正と議案第7号、特別会計予算につきまして、関連がありますので、あわせて行いたいと思いますが、まず、保険料を決める段階では、いわゆる逆算いたしまして、保険給付費を幾らみるのかということになっておりますが、平成20年度から見てみますと、21、22、23というのが医療費が非常に上がってきているというのが、懇話会の資料でいただいているわけですが、これらの要因についてはどのように考えておられるのか。また、今後の22、23の医療費の見込み

について、これが妥当なものであるのかどうか。これらについて、どのような判断をされて提案されたのか伺いたいと思います。

それから、先ほど言われましたように、剰余金 67 億円と県の財政安定化基金、23 年度末で 56 億円のうち 21 億円を取り崩して 88 億円で保険料を軽減すると。このことにつきましては、評価もいたします。これは、今の政権になりましてからこの制度の廃止というのが決まりまして、剰余金を保険料軽減のために使えとか、それから、県の財政安定化基金を保険料の軽減のために使えという方針が出されて、それに基づいて懇話会での結論が出て、それをそのままこの議会に提案されたものというふうに思っておりますが、言いましたように評価もしますけれども、今回、保険料率の改定ということで所得割を 0.16 ポイント引き上げて、平均で 1,054 円保険料を引き上げることになっておりますが、大体この 1,054 円を引き上げないようにしようと思えば、どれだけ経費がかかるのかというのを、概算でございますけれども試算いたしましたら、大体 13 億円から 14 億円程度かなと思っていたわけですが、事務局の方にお尋ねいたしますと、約 10 億円で済むという回答をいただいております。

そこで、保険料を下げようと思いますと、国からの支援策があるか、それとも県の財政安定化基金を使うのか、保険料を値上げするのかという方法しか今のところございませんので、保険料を軽減しようと思えば、幸いに県の財政安定化基金が 56 億円あるうち 21 億円取り崩しても、まだ 35 億円残るわけであります。

県の方は、大体保険料の 3% から 5% を基金で積んでいこうということで、現在抛出しているわけですが、それでいきますと大体 5% で計算いたしますと、25 億円、財政安定化基金があればいいということになっておりますので、21 億円取り崩しても 35 億円残るわけですので、あとの 15 億円を取り崩すことは可能だというふうに思いますが、このようなことが議論されて、この提案になったのでしょうか。県とはどのような交渉をされたのか。私たちも共産党の議員団などで県の方にも、財

政安定化基金を取り崩して広域連合に渡せと、保険料上げなくても済むではないかということも申し入れもしているわけですがけれども、兵庫県の連合議会としてどのように議論されたのか伺っておきたいというふうに思います。

それと、政権が変わりまして、当初国の方は、即座に廃止すると、この制度をとっておりましたけれども、3年後、4年後になってしまいました。その間、保険料の見直しが今の制度でいきますと2年ごとに見直されるということで、厚生労働省の試算では、13.8%ぐらい上がるだろうと。それでは困るから、国が支援するというのを当初申しておりましたが、それも何かうやむやになっているわけですがけれども、国の方の支援策というのは、今どのような協議がされているのか伺っておきたいというふうに思います。

それと、特別会計の方の先ほどの予算説明がございましたが、国庫補助金の調整交付金が前年度と比べまして13億4,700万円ほど減額になっておりますが、この理由についてはいかがでございますか。

それから、第三者納付金につきまして、20年度決算では2,100万円ございました。21年度の補正予算で増額されておりますけれども、大幅に増えたという要因は一体何なのかということでございます。

以上でございます。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

医療給付費の関係でございますが、先ほどご説明申し上げましたように、当初20年度は制度発足の年でございますから、実績というのは当然ございません。いろんな推計の場合は、それ以前の老健の数値をもって作業をしておりましたが、このたび21年度につきましては、20年度を踏まえて、一人当たり医療給付費が3.94%の伸びという実績が出ております。

これをもちまして、22年度及び23年度もこの程度の流れになるだろうと考えた

わけでございます。20年度から21年度の3.94%の増でございますが、これにつきましても、先ほどご質問いただきましたように、20年度の決算でご報告いたしました被保険者数の状況が、21年度もほぼ同じ傾向にあるということから、21年度におきまして、ようやく一つの実績というものが出てきたのではないかと考えております。

当然、医療費は上がってまいりますので、これをどう見込むのかということでございますが、このたびはあくまで20年度に比べた実績ということで、3.94%を使わせていただきました。

それから、保険料率の決定に関するお尋ねでございましたが、平成22年度、23年度は、おっしゃいましたようにいろいろな要因が重なりまして、非常に大幅な上昇が想定されたところでございました。これにつきまして、国は軽減措置の継続をまず予算化いたしました。それから、広域連合の剰余金、あるいは都道府県に設置されております財政安定化基金の取り崩しということも要請してきたわけでございます。

制度廃止に係るスケジュールを国が既に示しておりますが、平成24年度末に廃止ということでございますので、平成24年度にもう一度保険料の改定が行われることとなります。これにつきまして国は、基金残高と平成24年度の基金拠出金で一定程度の抑制効果が得られるというお話でございました。

これらを踏まえまして、次期保険料率改定も視野に入れ、被保険者の負担増を少しでも抑制するという観点から、剰余金だけでなく財政安定化基金の取り崩しも前提に試算を繰り返しまして、今回の案に至ったわけでございます。

今回の案につきまして、県と協議を行い、同意を得たものでございます。国によりますと、全広域連合中、剰余金に加え、基金の取り崩しまでを行う、あるいは協議中というところは31団体と聞いております。保険料の上昇率は、全国平均で3%程度ということ聞き及んでもいるところでございます。

以上でございます。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 申し忘れました。

先ほどの保険料率のうち所得割率を据え置いたらどうなるのかというお尋ねでございました。失礼いたしました。

保険料の据え置きということにつきましての考え方でございますが、私どもは保険料というのは個々の被保険者の方々が仮に何らの収入の変化がない限り、同額ということだろうと、まず考えました。つまり、一人当たり平均保険料というのは、あくまで平均でございますが、お一人お一人考えますと、所得割率と均等割額、保険料率の据え置きという、保険料率が動かないという場合に据え置きということになるのではないかと。どちらの見方でもそれはあるものでございましょうが、そういう前提で10億円という試算を行ったところでございます。1,000円という金額から人数で換算しますと、また13億円という金額が出てこようと思います。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、次期保険料改定、24年度の改定を考えますと、これ以上の基金の取り崩しというのは、次期改定時に被保険者の方々の負担増につながるものと考えております。

たくさんのご質問でありまして、失念しておりました。予算の関係がございました。

21年度から国庫補助金の調整交付金の説明ということでございました。調整交付金につきましては、先ほどの21年度の予算の減額補正に伴いまして、調整交付金も減額させていただきました。減額後の調整交付金と比較していただきますと、平成22年度の当初予算は増になっているということでございますので、ここでバランスがとれているのではないかなと思っております。

それから、第三者行為の関係でございますが、第三者行為の求償事務につきましては、21年度の当初予算のところでもご説明させていただきましたが、20年度当初予算では、直近の老健の実績をもとに計上させていただきました。先ほどの特別高額の場合とよく似ておるわけでございますが、第三者行為の場合は、現実には事故等で

その症状が固定されて、一件一件が処理できるのが非常に時間がかかるということで、初年度には非常に実績が少なかったということでございます。

20年度決算では、1,100万円程度でございました。ただ、時間がたつてまいりますと増えてまいります。21年度当初では1億5,000万円、今回、先ほど補正をさせていただいて2億4,000万円という形にさせていただきました。その実績を踏まえて、今回この22年度当初では2億5,000万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） そうしますと、20年度までは老人保健法に基づいて制度が行われていたので、医療費の確定したのがよくわからなかったということで、21、22、23については、保険給付費が増額していると。約3.9%ということで、これは実績に基づいて、ほぼこのぐらいだろうということで、これ以上上がることはない、今の予測では。診療報酬の改定については小幅なので、保険給付費には影響ないというふうな資料もいただいておりますけれども、そういうことで理解しておいてよろしいわけでしょうか。診療報酬の改定につきましては、影響はほぼ出ないだろうということでよろしいのでしょうか、これが1点です。

それから、先ほどおよそ10億円あれば、所得割の率を改定しなくても済むということでございますので、申し上げましたように、お金の出どころといいますと、国の負担金・補助金が増えるか、県の補助金があるか、財政安定化基金しかないわけでありますので、申し上げましたように、幸い県は財政安定化基金がありますので、あと10億円これを取り崩すことによって、保険料の改定をしなくても済むのではないかと、いうふうに申し上げたわけで、この21億円という金額は、これは広域連合の方が県に言われた金額なのか、それとも兵庫県の方が、これだけは残しておきたいから、つまり35億円、23年度末で21億円取り崩しても残る。このお金は残しておきた

いと県の方が言ったのか。これは一体どういうことなのでしょう。広域連合として、あと10億円取り崩すことによって、保険料を上げなくて済む、こういうことにつながるのか、その要請はされているのかどうか。

それと合わせまして、以前の議会からでも申し上げておりますけれども、お隣の京都府では、保険料軽減のために、この制度発足当時から、府が広域連合に対して補助金を出しております。兵庫県も広域連合として県に要請はしているけれども、なかなか財政厳しいから補助金がないというふうにお聞きしておりますが、それらの話も22年度の料金改定の折に協議をされたのかどうか。広域連合として、県の方に要請されたのかどうか、この点につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） お答えいたします。

診療報酬改定の影響につきましては、資料を見ていただきましたように、今回の保険料率の算定では、特に数字に入れておりません。

それから、県との話でございますが、先ほど申し上げましたように、今回の改定案につきましては、広域連合で作業をした結果、今ご説明しております案に至りまして、それを県と協議させていただいたわけでございます。

それから、健康審査につきましては、平成21年夏にも改めて県の方に、健康診査事業の補助ということで要望をさせていただきました。ただ、その後、今回の保険料率の関連で、財政安定化基金の取り崩しという話が出てまいりまして、健康診査事業そのものにつきましては、結局、補助をいただいておりますけれども、財政安定化基金の取り崩しというような形で全体として県費が特別会計に入った、そういうふうに理解しております。

それから、あと10億円の議論でございましたけれども、その関係でございますが、診療報酬の今回の改定につきましては、申し上げましたとおりでございますが、平成24年度の医療給付費の伸び、これはどうなるかということが、まだ先のことという

考え方もございましょうけれども、今から順次、被保険者数が伸びてまいります。あるいは、高齢化が進展いたしますと、高齢化負担率が上昇いたします。

それから、制度最終年度の24年度は、20年度の給付月数が11月でございましたのに対しまして、給付対象月数が12月から13月になります。今回、大幅に22年度、23年度の保険料がアップになるという一つの大きな要因は、20年度、21年度の合計が23月の給付費の支給対象でございましたけれども、22年度、23年度が24月になるということが一つの大きな要因でありました。それが24年度、制度最終年度になりますがゆえに、12月が13月になる。こういう懸念材料がございます。

さらに、今回の診療報酬改定は、ご存じの率でございましたけれども、平成24年度は次期の診療報酬改定の時期にも当たるわけでございます。この上に医療費の伸びがいくらになってくるかと。ここら辺を考えましたときに、あと10億円とか35億円とかいう議論では、とても賄い切れないのではないかという、むしろ私ども、これからの心配の材料でございます。少なくとも今回88億円を取り崩しさせていただいた、21億円と67億円、合わせて88億円を入れていただくということでございますが、今、ご説明申し上げました24年度の上昇する可能性のある要因を一切無視いたしましても、2年で88億円でございますから、単年度で44億円要るわけです。その上に今縷々申し上げました上昇要因をどうとらえて、最終年度、被保険者の方の急激な負担増をどう抑制するのが、一番大きな案件になろうと考えております。

以上でございます。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 考え方の基本的な違いがあるんですけども、私がこれまでから申し上げておりますように、この制度については問題があると。早く廃止してほしいというのが願いです。ところが、現在のところこの制度がある以上運営しなければならない。そのために、保険料を少しでも低く抑えていくのが加入者のためにな

っていくということで、これまで申し上げてまいりました。

今言われましたように、25年の4月で新しい制度がもし発足をしたとしましたら、確かに24年度で3年後、また保険料の改定をしなければならない。局長言われましたように、単純に計算しますと1年に44億円、今の加入者数と保険給付費が同じような率でのびるとしたら、1年に44億円なければ、保険料をまた大幅に上げなければならないから、財政安定化基金をあまり多く取り崩さないとおっしゃっているわけで、計算上はそうなりますけれども、連合議会として、全国都道府県でつくられているわけですから、これは廃止の方向で持って行って、そして制度が存続している間は国が支援をせよということを申していくべきではないのでしょうか。

そうしないと、今のままでいいますと、24年度、財政安定化基金全額使ったとしてもかなりの保険料を増額しなければならない。今のままでいきますとですよ、いう見込みなんでしょう。だから、安定化基金を少しでも多く残しておきたい。だから、22、23年度の保険料については、多少アップするけども辛抱してくれと。これが結論になったわけですか、広域連合として。

ですから、私は兵庫県の方があと10億円取り崩すのを渋っているのかなというふうに思ってたんですけども、今のご答弁では、24年度の料金改定のことがあるから、財政安定化基金を極力残していこうと。だから、21億円の取り崩しにとどめたというのは、広域連合の方から申し上げたと、県の方ということなんですか。

県の方は10億円、もし広域連合として24年度のことも確かにありますけれども、22、23の保険料を何とか据え置いていきたいということで要請をすれば、県は受けるというふうに判断しておられるのですか。確かに、24年度のことを、22、23で廃止になればいいですけども、今の国の方針では24年度も続くということになっておりますから、事務局としたら何とか保険料は減らないようにということで今のご答弁になったと思いますけれども、22、23の保険料をどうするのか。少しでも保険料を下げていくという考え方はなかったのでしょうか、伺います。

また、一般質問で申し上げておりますので、連合長にもお聞きしたいと思いますが、今の質疑の中では、21億円の取り崩しは、もう一度聞きますよ。24年度の料金改定のことを考えて、広域連合の方が要請したと。例えば、あと10億円県の方に要請したら、県の方はそれを受け入れる余地はあるということで理解しておいてよろしいですか。それとも、県が10億円の取り崩しは抵抗しているということで、この料金改定になったのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 何度も申し上げますように、私どもの方で案を策定し、県の同意をいただいたということでございます。

それから、将来的なことを云々ということでございましたけれども、私どもたとえ制度が廃止するまでの短い期間でございまして、将来をにらんで、できるだけ被保険者の方の負担を抑制するとともに、安定した財政運営に当たるということが責務だろうと考えております。

以上でございます。

○議長（西田正則） 質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可します。

16番、三木市、大眉議員。登壇のうえ、ご発言願います。

○16番（大眉 均） 三木市で選ばれました、大眉でございます。

議案第4号、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定と、議案第7号、平成22年度後期高齢者医療特別会計の2件について、反対討論を行います。

後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、平成22年度と23年度の被保険者の保険料について改定しようとするものであります。改正案では、均等割額を現行の4万3,924円に据え置き、所得割率を8.07%から8.23%に0.

16ポイント引き上げようとするものであります。これにより、被保険者の約4割の

所得割のかかる人たちは、引き上げになるのであります。被保険者の平均で1,054円、1.50%の負担増になるものであります。

後期高齢者の保険料は、医療費と被保険者の増加により、2年ごとの見直しで保険料の負担が増加する仕組みになっております。このたびの保険料算定に当たり、今年度の剰余金見込み額67億円を全額繰り入れるとともに、兵庫県の財政安定化基金21億円を取り崩し、保険料の負担を抑えようとされていることは評価できるものであります。

しかし、56億円の財政安定化基金を取り崩しても、なお35億円の基金が残されておりますので、あと10億円程度で保険料の引き上げは抑えることができると考えられます。

先ほど、24年度の保険料を抑えるためにある程度の財政安定化基金を残しておかなければならないとのお答えでございましたけれども、県と国や、そういうところで後期高齢者の医療制度の廃止を見越して、その負担増を抑えていくということ、そのための支援を求めるといったことが必要ではないかと考えるものであります。

高齢者は、この間の税金や保険料の負担増でその生活はますます困難になっております。低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料の軽減措置が継続されることにはなっておりますが、年金から天引きされる保険料の負担は変わりません。

以上のことから、条例案には反対するものであります。

平成22年度後期高齢者医療特別会計についてであります。

先ほども申し上げましたが、保険料の引き上げで後期高齢者の負担増になる予算となっております。また、滞納者に対する短期保険証が交付されておりますが、普通徴収の場合は低所得者が多く、軽減措置が行われても保険料が払えない人があるのではないかと思います。滞納者に対するきめの細かい対策が求められておりますが、医療が受けられなくなるようなことのないように、保険証の発行を求めるものであります。

また、健康診査費用が計上されておりますが、高齢者が健康診査を受けやすくして、

受診率が向上するよう求めるものであります。後期高齢者医療制度は、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと、制度導入時に厚生労働省の担当者が述べたことにも見られますように、75歳以上の高齢者をこれまで加入していた医療保険から切り離され、個人として保険料負担を強いるものであります。保険料は、年金から天引きされるとともに、2年ごとに見直しがされ、医療費と被保険者の増加に伴い、値上げされる仕組みになっています。

また、保険料を滞納すると、制度導入前は75歳以上の人からの保険証取り上げは禁止されておりましたが、保険証を取り上げて資格証明書を発行することが法律で明記されました。

さらに、本格導入されておられませんけれども、後期高齢者は受ける医療も差別、制限されています。

このように、後期高齢者の医療制度は廃止して、もとの制度に戻すことを求めまして、私の討論といたします。

○議長（西田正則） 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これより順次お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西田正則） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号及び議案第6号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田正則） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(西田正則) 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、請願第1号から、日程第12、請願第3号までを一括議題といたします。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

23番、養父市、藤原議員。登壇のうえ、ご発言願います。

○23番(藤原敏憲) 失礼いたします。

請願第1号「被保険者の負担軽減を求める請願」、並びに請願第2号「滞納者に対する支援対策と保険証交付を求める請願」、請願第3号「後期高齢者医療制度を直ちに廃止する意見書採択を求める請願」、以上の3件につきまして、紹介議員となっておりますので、説明をさせていただきます。

まず、請願第1号「被保険者の負担軽減を求める請願」でございますが、先ほど、原案可決されてしまったわけでありまして、平成22、23年度の保険料の改定が行われる年となっております。兵庫県では、普通徴収の徴収率は約97%であり、3%の加入者が滞納となっております。

滞納の要因については、さまざまございますが、所得が少なく払えないといった実態が多くあることも報告をされています。その中であって、今回、平成22、23年度の保険料は、兵庫県連合議会で改定されまして、平均1,054円の保険料の引き上げとなります。

剰余金と財政安定化基金を使うことで、保険料の引き上げを抑制したことは、評価をするわけでありまして、このままでは滞納者と滞納額が増えるおそれが極めて高いと考えております。

新しい政府は、当初、国が負担して保険料の引き上げを抑えると言明していました

が、約束を守ろうとはしていません。約束どおり、国の負担を増やし、保険料の引き上げの抑制政策をとるべきであるというのが、この請願の趣旨でございます。

何とぞご理解をお願いいたします。

続きまして、請願第2号「滞納者に対する支援制度と保険証交付を求める請願」の説明を行います。

兵庫県は、短期保険証の交付数は、去年の12月時点で3,895件と極めて多くなっています。去年10月の朝日新聞の全国調査によります報道によりますと、5,400件という数字が兵庫県の短期証の交付数になっており、全国で断トツで短期交付証の数でいきますと多くなっている。あまり好ましくない第1位となっていることが報道されていましたが、去年の12月時点では、当局の資料によりますと、3,895件と、若干減ってきております。

しかしながら、このままでいきますと、保険料が引き上げになることで、さらに滞納者が増えるおそれがあります。そして、それに伴い、3カ月、6カ月という保険証の短期証が発行されるおそれがあります。

現行の制度では、滞納者に対して資格証明書の交付ができる仕組みになっています。これまでの老人保健法では、高齢者に対する資格証明書は発行できませんでした。安易に資格証明書を発行するなという強い声と運動の中で、厚生労働省も滞納しているからといって安易に資格証明書は交付しないで、高齢者の生活実態などを十分に調査すべき、こういう通達とか、それからQ&Aを出している現状にあります。

これらのこともありまして、兵庫県では現在のところ、資格証明書の発行はゼロとなっております。しかし、制度としては資格証明書が交付できる仕組みは変わっていません。このまま続きますと、資格証明書が交付されるおそれは十分にあります。

普通徴収の高齢者は、所得の低い方であり、もし資格証明書が交付されますと、命にかかわる重大な問題であります。中学生までの子どもの医療受診については、資格証明書の交付はできないと法制化されました。高校生にも保険証が交付される仕組み

になってきています。

したがいまして、滞納者の生活実態などを十分調査をした上で、滞納しているから短期証交付、資格証明書交付というのではなく、戸別訪問も行うなどの相談業務を重視し、生活支援をする対応を十分とっていただきたいということでございます。

また、高齢者から保険証を取り上げ、資格証明書は絶対に交付しないようにしてほしい、こういう切なる願いのこもった請願書でございます。

議員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、請願第3号「後期高齢者医療制度を直ちに廃止する意見書採択を求める請願」の趣旨説明を行います。

後期高齢者医療制度を廃止する請願につきましては、以前の議会でも紹介議員として趣旨説明をさせていただいたことがございます。今回の請願の趣旨は、ご承知のように75歳という年齢で高齢者を区別する、世界的にも例のない保険制度であり、これまで保険料を支払っていない高齢者から保険料を徴収する、年金から天引きする、医療費の制限を行う、2年ごとに必ず保険料の見直しを行うなど、多くの問題があります。

この制度の廃止については、多くの高齢者や医師会など、各種団体が強い要請をしていました。2008年6月には、参議院で後期高齢者医療制度の廃止法案も可決されています。また、昨年総選挙において、後期高齢者医療制度の廃止を求める野党が大きく議席を伸ばし、新たな政権が生まれ、直ちに廃止になるものと考えられていました。

ところが、廃止は見送られ、先送りされ、このままでは平成25年4月までこの制度が続くこととなります。多くの高齢者は落胆し、怒りすら出ている現状にあります。選挙公約を守らせることとあわせて、高齢者の命と暮らしを守るために、一日も早くこの制度の廃止を求めているというのが、この請願の趣旨でございます。

以上、この3件の請願の趣旨に賛同いたしまして紹介議員となりましたので、どう

か議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（西田正則） 次に、請願に対する執行機関の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 請願第1号から第3号までについてご説明申し上げます。

まず、請願第1号「被保険者の負担軽減を求める請願」についてご説明申し上げます。

本件は、被保険者の負担を軽減し、国に対して国庫補助の追加を求めるものでございます。

議案第4号でご説明いたしましたとおり、このたびの保険料率改定に当たり、大幅な上昇が予想されたため、国が軽減措置を継続することといたしました。広域連合では、さらに平成21年度末の剰余金見込み額67億円全額と、県に設置されている財政安定化基金から21億円を取り崩し、合計88億円を活用して、被保険者の負担を抑制することとしております。

今回、これ以上の繰り入れは、次期保険料率改定時に被保険者の相当の負担増につながるおそれがあると考えております。

また、国に対しましては、すべての広域連合が加入する全国後期高齢者医療広域連合協議会が、「被保険者の負担増を最大限軽減すべく、国において十分な財源を確保し、抑制措置を行うこと」との要望を行ってまいりました。

しかしながら、当初、厚労省は、国庫補助案を示しておりましたが、それが基金取り崩しに変更となっております。これについて、全国協議会から確認いたしましたところ、追加的に国費を投入することは困難であるとの回答がございました。

今後も全国協議会で必要な要望は行ってまいりますが、今回これまでの国とのやりとりからしまして、これ以上の国の支援は困難であると考えております。

次に、請願第2号「滞納者に対する支援対策と保険証交付を求める請願」について

ご説明申し上げます。

本件は、滞納者に対しては特段の配慮を行い、文書送付だけでなく戸別訪問などを行い、生活全般を支援するよう対応を求めるとともに、高齢者からの保険証を取り上げないように求めるものでございます。

保険料を滞納した方につきましては、徴収権限のある市町より、まずは文書による督促、催告を行い、それでもなお滞納を解消しない方につきましては、状況に応じて電話や訪問等による納付相談を実施しております。

資格証明書の適用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質な者に限って適用するとされており、この趣旨を踏まえ、慎重に対応してまいります。

次に、請願第3号「後期高齢者医療制度を直ちに廃止する意見書採択を求める請願」についてご説明申し上げます。

本件は、後期高齢者医療制度を直ちに廃止するよう求める意見書を国に提出するよう求めるものでございます。

国では既に、平成24年度末をもって本制度を廃止するとの方針を明らかにしており、高齢者医療制度改革会議を設置して検討に入っております。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会からは、国に対して、本制度の性急な廃止が被保険者や医療現場に混乱を招くことのないよう十分配慮し、新制度の導入に当たっては国民の同意を得られるよう、被保険者や関係機関と十分な議論を行うよう求める趣旨の要望を行っているところでございます。

以上、請願第1号から第3号までご説明申し上げます。

○議長（西田正則） 紹介議員の趣旨説明、及び執行機関の説明は終わりました。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

3番、尼崎市、白井議員。自席でご発言願います。

○3番（白井 文） それでは、請願第1号から第3号に関しまして、質疑を行い

ます。

まず、先ほど可決されました議案第4号から議案第7号の審議の中でも説明がありましたが、今回の保険料改定につきましては、国費による軽減措置の継続に加え、兵庫県後期高齢者医療広域連合としては、特別会計剰余金及び県に設置する財政安定化基金から総額88億円を活用することにより、均等割額の据え置きや所得割率の上昇抑制を図り、軽減適用後の一人当たり保険料額の上昇を約1,000円にすることができたとのことをございました。

これによりまして、平成22年度及び23年度の新たな保険料率適用期間において、6割に達する被保険者の方の保険料が据え置かれるものとなり、一定の抑止効果が発揮されました。

さて、この後期高齢者医療制度は、今の政権のもとで、平成24年度末をもって廃止する方向性が出されており、既に新制度構築に向けた検討が厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議において行われているとのことではありますが、当然のことながら新制度が開始されるまでの間、すべての高齢者の方に安全で安心の医療を提供していくことが、この制度の運営者としての最大の責務であります。

さて、被保険者の負担軽減は、だれしも望むところでございますが、どのようにして実現するのかが問われます。

まず、第1に、請願第1号の願意でございます被保険者の負担を引き下げるための各種施策について、具体的にどのようなことをお考えになっているのでしょうか、改めて藤原紹介議員にお尋ねしたいと思います。

高齢者医療に係る給付と負担の均衡を図る中で、県内各市町の厳しい財政状況や医療のニーズ、また、医療資源は、地域差があること、それらを勘案いたしますと、税の投入には慎重を求める意見もあるのではないのでしょうか。

請願では、高齢者の命と暮らしを守るのが、国・自治体の本来の姿と述べられましたが、私も自治体の長として、限られた財源とマンパワーの中で、市民の暮らしを守

るために最大限の努力をしています。

しかし、自治体としては、高齢者だけでなく、子どもを含むすべての人たちを守っていかなければなりません。また、税金を投入するに当たっては、負担の公平性や効率性も問われます。昨今の厳しい財政状況から、税の投入に当たっては、さまざまな意見があり、その説明責任が求められているところでございます。

国に新たに求める国庫補助負担金の財源として、どのようなものを考えていらっしゃるのか、藤原議員にお尋ねしたいと思います。多額の税金が必要になり、財源が明確にできなければ、増税を要求することにもなりかねないと懸念しますことから、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

次に、請願第2号についてでございます。

本請願の趣旨を拝見いたしますと、滞納される方は普通徴収の被保険者の方で、無年金、低年金の方々であり、もし無保険の状態にされれば、命の危機になりますとのことでございます。

厚生労働省保険局長は、資格証明書の運用に関して、平成21年10月26日に、現内閣においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、原則として交付しないこととするを基本的な方針としてしていると通知し、その中で、先ほど広域連合事務局長からも説明がございましたように、保険料の納付については、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って、資格証明書が交付されることとなるよう、厳格な運用の徹底をとることでございます。

この趣旨に従いますと、低所得者の方で必要な医療を受ける機会が損なわれるような方に、資格証明書が交付されることはないように思うのでございますけれども、改めて広域連合としてのお考えをお聞かせください。

また、保険料の徴収に関しましては、市町の役割であり、本市においても滞納されている方に対して、督促、催告をし、それでも解消されない場合には、随時電話や来

庁による相談を行っており、時に相手の状況によっては、訪問による納付相談なども行っています。

もちろん、十分とはいえない面もあるかと思えますけれども、被保険者の方が75歳以上であるということを踏まえまして、職員は誠実に対応していると思っております。人口規模によって被保険者数には大小がありまして、違いもあるでしょうが、他の市町においても同じように、また、それ以上の対応をされていることと思っております。

そこで、紹介議員にお尋ねいたします。

各市町の滞納者への対応の状況をどのように把握され、分析し、このような要望とされているのかお教え願います。

次に、請願第3号についてでございます。

本請願は、現行制度を直ちに廃止する意見書を広域連合議会から国に提出するようにとのことで、廃止するに当たっては、自治体関係者の意見では、もとの老健制度に戻すのであれば、時間はかからない、また、新しい制度に移すとしても、1年はかからないと言われていると述べられました。

つまり、一たんは国保や被用者保険に再加入し、各市町によるもとの老人保健制度を復活させ、従来の拠出金によって老人医療制度を運営しようというお考えというふうに理解をいたしました。

そこでお尋ねいたします。老健制度については、国保や被用者保険の保険料の一部を市町村に拠出し、市町村が高齢者の医療費を支払うという仕組みであったため、財政運営責任が明確でなく、保険者機能が発揮できないという運営主体に係る問題点、また、老健拠出金は、現役世代及び高齢者の保険料から構成されており、高齢化が進む中で、高齢者と現役世代の負担割合が明確でないという問題点、さらには、市町村国保、国保組合や被用者保険等、高齢者がそれぞれの医療保険に加入しているため、同じ所得額であっても保険料負担が異なるという、保険料負担の公平性の確保に係る

問題点など山積しておりました。これらの問題点及び課題を解決していくために、おむね10年をかけて高齢者医療制度の検討が重ねられ、後期高齢者医療制度が誕生したという経過がございます。

そこで、紹介議員、藤原議員にお尋ねいたします。

請願者の望む老健制度への戻しでございますけれども、もとの老健制度にはさまざまな課題がありましたが、この制度のどこをどのように評価されているのか、端的にお示しいただきたいと思っております。

また、老健制度時代に浮かび上がってきたさまざまな問題点、すなわち世代間の負担のバランスをどうとるのか。公費と拠出金との割合をどのように定義するのか。また、その財源をどうするのか。健保や共済など、他の医療保険者との調整をどう進めるのか、お考えをお示してください。

これらの議論なしに、直ちに現制度を廃止し、もとの老健制度に戻すことはできないのではないかと私は考えますので、お願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（西田正則） 質疑に対する答弁を求めます。

まず、寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 私からお答えいたします。

資格証明書につきましては、厚生労働省通知の趣旨を踏まえまして、慎重に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（西田正則） 23番、養父市、藤原議員。登壇のうえ、ご発言願います。

○23番（藤原敏憲） 今、白井議員の方から、それぞれ請願につきましてのご質問がございましたので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、ご理解いただきたいのは、請願といたら一体何なのかということでございます。請願は、国民に認められた権利でございます。ですから、請願者が自分たちの

要求を議会に要請をする。例えば、国や県に対して、こういうふうな要請をしてほしい、こういうものが国民の認められた権利で、それを議会がどう受けとめるのか。その請願の趣旨を理解して、紹介議員に私はなっているわけでありませう。

ですから、事細かいことにつきまして、意見の相違というのは当然、白井議員とも違う点が今お聞きしておりましたらあろうかと思いますが、私は3件の請願の趣旨をお聞きして、これは広域連合議会として、この請願を採択していただいて、国に対して強く要請すべきだという立場で賛同いたしまして、紹介議員になりました。こういう立場で答弁をいたしたいと思ひます。

まず、1点目の被保険者の負担軽減を求める請願でございますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、これまでからも質疑や一般質問、また請願の趣旨説明で申し上げておりますが、根本的には見直す、一日も早く廃止するというのが、本来の姿ではないか。そのために、参議院でも廃止法案が可決され、せんだっての総選挙でもそのような国民の審判が、選挙結果としてあらわれたものというふうに考えております。

この請願につきまして、財政をどうするのかということがございました。全国的に見ますと、かなりのお金がかかってくるだろう、保険料引き上げ抑制の費用としては。しかしながら、本来、請願という、それから意見書といいますのは、国や県に対して要請するものが多くございます。例えば、保険とか医療の関係でいきましたら、保険適用してよい入れ歯を入れられるようにしてほしいとか、介護保険の保険料や利用料を引き下げるために国の支援を求めた意見書も多数可決をされております。

さらには、この後期高齢者、兵庫県の広域連合でも、一昨年でしたか国に対して、この制度の運用をするために大変多額のお金がかかるから、そのために国として財政を抛出して支援をしてほしい、こういうふうな広域連合議会としての意見書も採択されておりますし、昨年、お隣の京都府でも、この制度を運営するために、やっぱり保険料も値上げになってしまうということで、国に対して財政の支援を求めています。

そして、白井議員の地元といいますか、議会でもそうだと思いますけれども、例えば災害対策について、国や県の支援を求める、道路整備についても、国に支援を求めていく、こういう請願が多く出されたり、また、議会が自発的に意見書も採択されていることも往々にしてあろうと思いますけれども、これらについては、その請願や意見の趣旨を踏まえて、国や県に要請していく。そして、財政的なものについては、国や県が独自で判断をして、抛出するべきというのが、請願の趣旨でございます。

我々議会といたしましても、私も市議会の一員でありますけれども、いろんな請願や意見書を採択いたしましたけれども、当然経費がかかるものがたくさんございますが、これらは殊さら、財源はここにあるから、国のむだな予算をここを削って、その分をこちらに回すというふうな請願や意見書を採択したことはございません。その趣旨が妥当ならば、議会としてその請願なり意見書を採択していく、そういうのが請願の本来のあり方であろうと。議会として、財源の裏づけまでする必要はないというふうに、私は考えております。

それから、二つ目の滞納者に対する支援対策と保険証交付を求める請願でございますが、滞納状況をどう見ているのかと。確かに、短期証の交付は、それぞれの自治体で行っております。兵庫県の実態を見てみますと、先ほど質疑の中で申し上げましたけれども3,800、去年の12月で短期証の交付がされております。去年の10月の朝日新聞では5,400という、全国で一番多かったわけですが、去年の12月では3,800と、若干減っておりますが、全国で1番目になるのか2番目になるのか、10月時点はわかりますけれども、12月時点ではわかりません。恐らく、かなり兵庫県は短期証の交付は、かなり多いのではないかというふうに見られております。

そこで、兵庫県の短期証の実態を請願者の人と一緒に調べてみました。極めて単純な比較で申しわけございませんが、3,800の短期証の交付の数で単純計算してみました。加入者数は60万1,000という当局の数字で当てはめてみたわけ

ですけれども、兵庫県全体では、加入者の0.65%の方に短期証が交付されています。一番多く交付されているのが尼崎市で、加入者の1.18%と、非常に高くなっています。その次に高いのが、神戸市の1.0%、加古川市で0.94%というふうになっています。

私が住んでいる養父市では、短期証の交付は1人で、0.01%、但馬では大体0.1%を切っております。この数字は単純比較ですので、普通徴収の徴収率は一体幾らあるのか。滞納件数が多ければ、短期証の交付は多いのではないかというふうに見ていたわけですが、ところが、これは2008年度の事務局から提出されました普通徴収の方の収納率です。こんな言い方したら非常に申しわけないですが、一番収納率の悪いのが相生市です。それから、その次に悪いのが尼崎市、その次、稲美町、それから淡路市ということになっております。これは、当局の数字で言っておりますので、うちの市がということで勘弁願いたいんですけれども。

ところが、本来でしたら、先ほど言いましたように、普通徴収の滞納者が多ければ、短期証の交付は多いのかというふうに思ってたんですけども、そうではございません。短期証の交付率を調べてみますと、相生市、収納率が一番低いんですけども、短期証の交付率は0.6%と非常に低いわけです。そして、尼崎市は、収納率が悪い、それから短期証の交付も1.1%と高いということになっております。それから、先ほど申し上げました稲美町さんも徴収率が悪いという資料が出ておりますけれども、短期証の交付は0.38%で、非常に低くなっています。

私は、この短期証の交付は、各自治体でどのように行われるかというのは、我が町や知り合いの町しか聞いておりません。実態は、どういうふうな内容によって短期証を交付しているのかというのは、先ほど白井議員の方から、実態をどう見ているのかと、きっちり調べているかとおっしゃいましたけれども、調べておりません、残念ながら。ちょっとわかりませんでした。

しかしながら、先ほど言いましたように、滞納率が高いから、短期証の交付が多い

というものではございません。そこの自治体によって、高齢者の生活状況などを十分見ながら、短期証が交付されているのかなど。これも滞納者の方の実態というのは一々わかりませんから、短期証の交付されている実態が。しかしながら、率だけで見ますと、そういうふうになっています。ですから、この請願の趣旨に書かれておりますように、十分滞納者の方の生活実態を調べてほしい。そして、安易に短期証を交付しないでほしいというものでございます。

それから、先ほど事務局が答弁いたしましたように、資格証明書の交付は、ありがたいことにされていません。しかしながら、政府の通達では、安易に資格証明書を発行しないようにというのが言われているわけですが、後期高齢者医療制度が続く限り、資格証明書の発行はできるという仕組みになっています。

以前の老人保健法では、高齢者に対して保険証の取り上げというのは禁止されました。先ほどの趣旨説明で申し上げましたように、子どもさんたちには、幾ら滞納されていても保険証を発行していこうということになっておりますので、ぜひ高齢者の方から、今のところ資格証明書、いわゆる保険証を取り上げて資格証明書の発行はないわけですので、これを何とか続けていただきたいというのが、この請願の第2点目の趣旨でございます。

ぜひ、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、3点目の廃止せよという請願でございますけれども、先ほど質問の中で、老人保健法にもいろいろと問題があるとおっしゃいました。確かに、老人保健法にもいろいろと問題があります。ですが、この請願の一番最初に申し上げました、請願のなぜ紹介議員になったのかということでございますけれども、請願の趣旨は、今の後期高齢者医療制度は、趣旨説明で申し上げましたので繰り返しませんけれども、多くの問題を抱えている。一日も早く廃止してほしいという願いがこもった請願であります。

ですから、もしこの後期高齢者医療制度がなくなりますと、75歳以上の高齢者の

保険がなくなってしまう。ですから、今一番やりやすいといいますか、方法といたしましては、もとの老人保健法に戻るのがいいのではないかという趣旨でございますので、私はそれに賛同したわけであります。

ですから、これまでの平成20年以前の老人保健法にいろいろと問題があったと、それをどうするのかと。確かに、ご指摘の点多々ございます。それらにつきまして、後期高齢者医療制度を廃止して、当面一番やりやすいといいますか、よりましなと言ったら語弊がありますけれども、よりいい制度として老人保健法を、その点は評価しておりますので、一日も早く廃止して、老人保健法に戻してほしい、そして、老人保健法の問題点は解決していただきたいというのが、この請願の趣旨で、賛同いたしました。

老人保健法につきましては、私が申し上げるまでもなく、白井議員よくご承知のように、高齢者の疾病とかの予防、治療、そしてこれらを総合的に実施して、高齢者の老人福祉の増進を図っていくということで作られました。私は、ある一定の成果があったんだというふうに思っています。高齢者の医療をみんなで支えていくという制度でありました。白井議員も市長をされておまして、老人保健法に基づく特別会計を議会に提案されてきております。私の議会でも当然提案をされ、問題点は私も指摘をしてきたことがございます。

先ほど言いました問題点ございますし、また、以前の老人保健法では、公費と保険者の負担割合が7対3であったのが5対5になってしまったとか、それから老人医療の窓口負担が増えてしまったとかいうふうな問題点は多々ございますけれども、今の段階で後期高齢者医療制度を、問題のある制度を廃止することによって制度がなくなる。まだましな、よりいい制度として老人保健法があったではないかということですので、それに戻して、繰り返しますけれども、今、白井議員が指摘されたような、老人保健法の問題点は今後解決していくべきではないかというふうに考えておりますので、ぜひそうなった場合には、白井議員のご支援もお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西田正則） 3番、尼崎市、白井議員。

○3番（白井 文） ただいま、藤原議員から縷々ご説明をいただきました。私自身、請願という制度を否定しているものでは全くございませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、広域連合の議員の皆様方は、各市町の町長さん、市長さんたちが議員になられている場合が多いでございますので、ある意味、国の財政についても、国の財源についても考えていかなければいけない立場にあるのも事実でございます。そういった意味から私はお尋ねをした次第でございます。

ともすれば、国費導入ということで、その額が多大になればなるほど、増税や地方財政、私たちの方に返ってくるということを踏まえ、しっかりとした議論をさせていただかなくては判断できないということで質疑をさせていただきました。

さて、老人保健制度の医療事業は、当初、対象が70歳以上で、公費30%と老人医療拠出金70%で制度が設計されておりました。もう皆様ご存じのとおりでございます。この老人医療拠出金は、老人保健制度特有のものであり、各医療保険者は、実際に加入する高齢者の割合ではなく、全体平均を、みなしとして算定された拠出金を支出し、これを老人医療費の負担に充てるといふ、各医療保険者による老人医療費の共同負担という形で成り立っておりました。

そのため、70歳以上の加入割合が全体平均よりも低い保険者には、実際よりも高い負担となり、現役世代が退職後に加入する高齢者の率が高い国保では、実際よりも少ない負担となっておりました。

しかし、医療保険者にとって拠出金の負担が年々重くなり、持ちこたえられない状況を改善すべく、2002年の法改正により、対象者が75歳に引き上げられ、公費負担も50%に引き上げられました。

しかし、いずれの保険者も財政状況が悪化し、被保険者の一部負担や保険料の引き

上げなど、老人保健制度の修正という手法では限界ということで、新制度の設計に取り組んできたという経過がございます。

現行制度の財源比率は、各医療保険者の支援金の率は40%でございますけど、老健で見直すことになれば、拠出金として50%となり、このことは各保険者の厳しい財政状況からも、今までの経過からも納得が得られないのではないのでしょうか。特に、国保の財政状況は深刻であり、国保の財政問題を解決しなければ、この話は成り立つ話ではありません。また、多くの市町の財政も危機的な状況にあることから、市町に財源を求めることもできません。すると、国費投入ということになりますけれども、その額が多大であれば多大であるほど、地方財政への影響、増税も危惧されます。75歳以上の人口は、2005年で1,216万人、率にして9.5%、平均寿命は男性が79.29年、女性が86.05年、超高齢社会が進展しています。これから20年間、高齢者の方の人口が増え続けるといわれています。

経験豊かな人々が大勢いる社会を私は歓迎すべきと考えますが、高齢者が安心して安全に暮らせる社会基盤の整備はおくれています。少し時間がかかっても、社会保障制度全体の中で、高齢者も現役世代も納得できる医療制度を設計すべきだと考えます。もちろん、国民から見える形で十分な議論をして、尽くして行ってほしいと思っていることを申し添えまして、私の質疑を終わります。

○議長（西田正則） 質疑は終わりました。

それでは、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。登壇のうえ、ご発言願います。

○16番（大眉 均） 三木市の大眉でございます。

請願第1号、請願第2号、請願第3号の3件について、賛成討論を行います。

請願第1号「被保険者の負担軽減を求める請願」は、加入者の負担を軽減し、国庫負担の引き上げを国に求めるものであります。このたびの被保険者の平成22年、2

3年度の保険料の所得割率を0.5%引き上げ、一人当たりの保険料を平均1,054円引き上げようとしたしております、もう済みましたけれども。兵庫県では普通徴収の徴収率が97%。そして、3%の加入者が滞納となっているわけであります。滞納の要因については、いろいろあると思いますけれども、所得が少なくて払えないといった実態があることも報告を聞いております。

剰余金と財政安定化基金を使うことで保険料の引き上げを抑制したことは評価いたしますけれども、このままでは滞納者と滞納額が増えるおそれがあります。政府は、当初、国が負担して保険料の引き上げを抑えると言明しておりましたけれども、約束を守ろうといたしておりません。長妻厚生労働相は、11月9日の参議院予算委員会で、保険料上昇の負担を少しでも抑制していく措置を概算要求に盛り込んだと答弁いたしました。各都道府県の広域連合に対しても、10月26日付で国庫補助を行うと事務連絡をしてございました。しかし、それが守られておりません。国の負担を増やし、保険料の引き上げを抑制する政策をとるようすべきであります。

次の請願第2号「滞納者に対する支援対策と保険証交付を求める請願」は、滞納者に対して特段の配慮を行って、戸別訪問などの相談活動を含めて、生活全般を支援するような対応と、高齢者から保険証を取り上げないように求めるものであります。

短期保険証の交付は、昨年12月時点で3,895件と極めて多くなっています。このままでいくと、保険料が引き上げとなるので、さらに滞納者が増え、それに伴い短期証も増えるおそれがあります。

現在の制度では、滞納者に対して資格証明書の交付ができる仕組みになっております。先ほどの議論の中では、厚生労働省はそれをやらないようにというふうになって、通達があったとお聞きいたしましたけれども、制度としては資格証明書の交付ができるようになっております。

また、短期証は6か月でございますので、その期限が切れて保険証がないという人ができる可能性があります。これまでの老人保健法では、高齢者に対して資格証明書

は交付できませんでした。厚生労働省も滞納しているからといって安易に交付せず、高齢者の生活実態など十分調査すべきと通達を出しておるとするのは、先ほどのご答弁のとおりであります。

広域連合では、現在のところ資格証明書の交付はゼロとなっております。しかし、資格証明書を交付できる仕組みは変わっていませんから、発行されることも考えられます。中学生までの子どもの医療費、医療の受診については、資格証明書の交付はできないことが法律化されました。高校生にも保険証が交付されるようになりました。被保険者のうち、普通徴収の方は所得の低い人が多く、もし資格証明書が交付されると、窓口で医療費の全額を払わなければならない、命にかかわることになります。滞納しているから、短期証や資格証明書を交付するというのではなく、丁寧な生活実態の十分な把握、そして、相談業務を重視して、生活支援をする対応をしてほしい。高齢者からの保険証の取り上げ、資格証明書の交付はしないようにしてほしいという当然の願いであると考えます。

次に、請願第3号「後期高齢者医療制度を直ちに廃止する意見書採択を求める請願」は、国に対して意見書採択を求めるものであります。

後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で高齢者を区別し、これまでの負担のなかった高齢者から保険料を負担させ、年金から天引きする別立て診療報酬を設け、受けられる医療を制限する、差別される、保険料を払えない人から保険証を取り上げるなどの多くの問題点がございます。医療関係者や多くの国民は、後期高齢者医療制度廃止を求めて声を上げてまいりました。

昨年8月の衆議院選挙で廃止を公約した野党が議席を伸ばし、新たな政権のもとで直ちに廃止されるものと考えられていました。しかし、新しく政権についた鳩山内閣は、選挙の公約を無視して、新たな保険制度を検討するとして、平成25年度まで廃止を先送りしております。新しい制度の検討、法に準備が要るなどを理由としておりますけれども、自治体関係者の意見では、もとの老健制度に戻すのであれば時間はか

からない。また、新しい制度に移すとしても、1年はかからないと言われていました。

後期高齢者医療制度は、一日でも長く続けば、それだけ被害が広がります。75歳の誕生日を迎えた高齢者は、新たに後期高齢者医療制度に入り、保険料を負担することとなります。低所得者を中心とする保険料滞納者からの保険証取り上げの問題も深刻であります。厚労省は、医療費全額を病院で払わなければならない資格書は、原則として発行しないとしております。しかし、有効期限を短くした短期保険証は、2万8,000人以上に発行されております。期限が切れて新たな保険証が出されなければ、無保険状態になります。医療を受ける権利の侵害であります。

新政権の言う、新しい制度の検討に当たっての六つの基本方針が示されておりますけれども、地域保険としての一元的運用の第一段階や、市町村国保広域化につながる見直しなどは異論もあり、4年でまとまるという保証がございません。新制度創設を廃止の前提にすれば、廃止はする先送りにされかねません。

老人保健制度は、高齢者が国保、健康保険など、それぞれの医療保険に加入したまま医療の給付が住んでいる市町村から受け、高齢者の医療費を公費と各保険からの拠出金によって支え、高齢者の窓口負担を一般より低くするための仕組みでありました。その後、国庫負担の削減が行われましたけれども、国の負担を増やすなどで高齢者の負担を軽減することができるのであります。参議院での廃止法案が可決されたときの説明では、そのような議論がありました。高齢者の安心できる医療制度にするために、後期高齢者医療制度を直ちに廃止することが求められていると思います。

以上、三つの請願に賛成の意見を述べましたけれども、ご賛同いただき、これらの請願を採択していただきますようお願い申し上げます。

○議長（西田正則） 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これより順次お諮りいたします。

まず、請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（西田正則） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（西田正則） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（西田正則） 起立少数であります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時10分から再開いたします。

（15時55分 休憩）

（16時10分 再開）

○議長（西田正則） 休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

次に、日程第13、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

23番、養父市、藤原議員。自席でご発言願います。

○23番（藤原敏憲） 養父市の藤原でございます。

2点について事務局と連合長にお尋ねしたいと思いますが、先ほど質疑、それから請願の中でも申し上げましたけれども、22年度、23年度の保険料につきまして、引き上げということが可決されてしまったわけでありまして、今後の課題として、国の方は一日も早く廃止していきたいという方針が変わってきたということもございまして、平成25年4月まで今の制度を存続するということになっておりますが、この制度はいろんな問題も含んでおりますし、総選挙の結果についても、これらの問

題について以前の議会でも連合長にもご質問申し上げた経緯がございますが、保険料を引き上げないために、高齢者の負担を少しでも少なくするために、当初国が約束していた負担金を増やしていく、そういう要請を広域連合として強めていくべきではないかなというふうに思いますが、この点についての連合長のご見解をお尋ねしたいのとあわせまして、県の財政安定化基金の関係でございますが、これも質疑で申し上げまして、事務局の答弁もいただいたわけですけれども、確かに24年度保険料を改定しなければならない。このままでいきますと端的な言い方をしますと、お金がなくなって保険料を大幅に値上げしなければならないといったことも、今の制度が続く限りわからないことはないわけですけれども、今の現状を少しでも高齢者の負担を少なくするという意味から、県の財政安定化基金を少し取り崩すという、そういうふうな県との話し合いというのはされる気はございますでしょうか。この点について、連合長のご意見をお聞かせください。

それから、2点目は、これも先ほど請願の中でも議論になっておりましたが、質疑もございましたが、短期保険証の件でございますが、去年の10月の朝日新聞では、兵庫県が非常に短期証の交付が高いと、全国一だというふうなことになっておりました、これはその都度、それぞれの自治体で保険料の徴収のために努力はされていることというふうに理解をいたしますし、10月の時点で5,400であったのが、12月の時点で3,800になってきたということになっておりますけれども、それでも兵庫県は非常に短期証の交付は、交付率が高いといった現状がございますが、これらにつきまして、加入者の生活実態、調査などを慎重に調査をして交付すべきだろうというふうに考えておりますが、これらの実態につきまして、広域連合として各市町の状況というのは十分把握されているのかどうか、この点につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西田正則） 寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 短期証につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

国の通知によりますと、例えば収納対策を効果的にかつ効率的に行うためには、被保険者との接触、納付相談等の機会を増やすことが重要であるということから、短期証の交付を繰り返し行うこととされているところでございます。

当広域連合の短期証の交付は、資格証明書の交付に至りませんように、滞納の初期段階から被保険者の個々の事情等において対応を行っていくために、直接、被保険者との接触を図る手段の一つであると考えているところでございます。

徴収事務を担当していただいている各市町、徴収権限者でございますが、文書による督促、催告等を行い、それでもなお滞納が解消しない方につきましては、状況に応じまして、電話や訪問等により、納付相談を実施しておりますし、私どももその状況について、必要に応じて教えていただくというふうにしておるつもりでございます。

それから、県との協議の関係につきましては、先ほどまでに申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（西田正則） 連合長。

○広域連合長（山田 知） まず、財政安定化基金の取り崩しの県との協議については、事務局長の説明のとおりでございます。保険料率は、制度廃止までの間の被保険者の急激な負担増を少しでも抑制しようということで、判断をいたしましたわけでございます。

全国広域連合協議会では、本制度の早急な廃止が、被保険者や医療現場に混乱を招くことのないように十分配慮をいたしまして、新制度の導入に当たっては、国民の同意が得られるよう、被保険者や関係者と十分な議論を行う旨、要望を行っております。

以上でございます。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲）　　そしたら、局長にちょっとお尋ねしますけども、短期証の交付の件でございますが、先ほど、請願のときの議論と趣旨説明のときに申し上げましたけれども、兵庫県の短期証の交付率は0.6%と、単純比較です、あくまでも。滞納の実態というのがほぼわかりませんから、我々には。ところが、自治体によつたら大きく短期証の交付率が変わってきているわけですね。これらについて、それぞれの自治体では確かに努力はされて、なるべく短期証を交付しないようにという努力はされているというふうに思うんですね。その点は理解するわけで、我々の養父市の担当者も非常に、回っていく限り、生活実態を見ながらというふうなことをなしていくわけですけども、現実問題として、今後保険料が上がってくれば、低所得者は上がらないということになっておりますけれども、次の改定になって、また上がってきて、また滞納が増えてしまうということも当然おそれがありますし、その辺につきまして、実態はどうなっているのかという、数はわかっているんですけど、各自治体の。どうも一律では行われていないような気がするわけなんですけども、それらについては十分実態をつかんでおられるのかどうかということと、それと、短期証の交付については、資格証明書が幸い発行されておられませんので、このことについては高齢者にとってはありがたいことなんですけども、今後、この法が続く限り、資格証明書の発行も懸念されるわけで、国からの通達もなるべく出さないようになっておりますし、資格証明書の交付についてという厚労省のQ&Aも出ておりましたし、それらを参考にしながら、今のそれぞれの自治体で短期証の交付が行われている実態をつかんで、連合議会として、自治体においてこれだけ交付率の差があるわけですから、指導をされるという立場にあるわけですけども、それらについては安易に短期証を交付しないように、厚生労働省が出しておりますマニュアルみたいなものを十分参考にしながら、短期証の交付については、より慎重にあるべきだというふうな通達は出される考えはございませんでしょうか。

繰り返しますけども、あまりにも自治体によって差がありますので、この点を懸念

しているわけですが、この件についてのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、連合長に、確かにこの制度が続けば、保険料の改定を極力抑えるために、財政安定化基金を少しでも残しておきたいということは、わかることはわかるんです。今、保険料を下げるためのお金というのは特定されているわけですから、そのために国は約束を守ってほしいという、そういう要請を連合長として国に出されるお考え、そして、県の方にも安定化基金を少しでも取り崩してほしいと、確かに24年度のことは懸念されるわけですが、今の現状を少しでも打破するために、高齢者の暮らしを守るために考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、再度、連合長としてのご見解を伺いたいと思います。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 短期証の関係でお答えいたします。

市町それぞれにおかれましては、徴収権限のある市町といたしまして、収納対策にきめ細かな配慮を持って対応していただいていると考えているところでございます。今後とも収納対策をよろしくお願いしたいと考えております。

当然、国の通知というのもございますけれど、それを踏まえた対応がなされるものと考えております。

なお、短期証の発行につきましては、一方では今現在、細かい数字を持っておりませんが、非常に徴収率が高い徴収率でお納めいただいております。こういうお納めいただいている方との均衡、公平性の問題からも、しっかりした収納対策をきちんとやらせていただく、これはもう一方で必要かと思っております。

以上でございます。

○議長（西田正則） 連合長。

○広域連合長（山田 知） 今回の保険料率でございますけれども、次期の改定も視野に入れまして、被保険者の急激な負担増を少しでも抑制していこうというものでございます。県との再協議を行うということについては考えておりません。

今回の改定に関する国の措置につきましては、全国協議会からも説明を求めまして、これ以上の国費投入については、困難であるというようなことでありますけども、今後も全国協議会で必要な要望は行ってまいります、これまでの国とのやりとりから、今回これ以上の国の支援は困難であるというふうには今は考えてはおります。

○議長（西田正則） 23番、藤原議員。

○23番（藤原敏憲） 事務局に言いますけれども、いろんな例がありまして、啓発活動の経費なんかも予算化されていて、後期高齢者医療制度については十分周知をさせていくと言いながら、手続を怠っていたために滞納になってしまったとか、例えば障害者の方が、わけのわからないままに後期高齢者医療制度に入ってしまった、そして滞納になってしまったと、保険料が、といったような例が多々ありました。

個人的なことで申しわけございませんが、私も養父市民の方から、滞納の催促状が来てびっくりしてしまったと。当然、年金から払われているものだと思っていたというふうなことで、役所の方に行ってもなかなかわからないと、高齢者のひとり暮らしの方でしたけれども。そういうふうな例が多々あらわれてきております。啓発活動が十分に行われているとは言いがたいような状況もありますし、先ほどの資格証明書、短期証の問題にいたしましても、本人知らぬままに滞納しておったというふうな例も県内でもかなり聞いておるわけですが、聞き取り調査の中でも。いかにこの制度が高齢者に浸透していないかということもあらわれているというふうに思うわけですが、そのような中で短期証、言い方は悪いですけども、安易に交付されてしまうということではないかと。

繰り返しませんけれども、交付率を見ますと、なぜ兵庫県がそんなに高いんだろう。徴収率を見ましても、徴収率が悪い県が、短期証の交付率が高いといったことにはなっていないのですね。

こういうふうな点で、短期証の交付については、地方自治体が行っているわけですが、もう少し連合議会としてきめ細かな高齢者の立場に立って、生活実態を見な

がら、なぜ滞納になっているのかということも聞き取り調査をしながら、もっと真剣に努力すべきではないかというふうに、この数字を見る限りでは思えるわけですが、これらについて広域連合としてどのように考えておられるのか。

徴収率を上げるために努力してもらおうと、それだけのものではないというふうに思いますけれども、短期証の交付が多くなって、収納率が悪くなれば、この運営が厳しくなってくるわけですから、これらについてももう一度お答えをいただきたいと思えますし、連合長にもう一度お尋ねしますが、国は確かにそう言っているのですね。ですけれど、やっぱり我々、現在の60万人の高齢者と障害者の方の医療制度を守る一議員として、一連合長として、国は金がないからと言っている、そうですかということではなしに、兵庫県が全国の先頭をきって、ある意味この制度については、もっと国がお金を出すべきだと、出すと言うとったではないかということぐらい言ってもいいんじゃないですか。私はそのように思うのですが。この件について、そういうそっけない答弁ではなしに、国はないと言っていますということではなしに、連合長として国に対してどう支援を求めていくのか、この点につきまして、再度、高齢者に対して心ある答弁を求めまして、私の一般質問を終わります。

以上の2点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（西田正則） 事務局長。

○事務局長（寺田 裕） 短期証についてお答えいたします。

徴収率が悪くなれば、財政が悪くなるというのは今、議員おっしゃったとおりでございます。できるだけ慎重に、きめ細やかに対応していただくということではございますけれども、短期証を含めた接触の機会を確保していく必要もあろうかと思えます。

また、兵庫県と他の広域連合との関係でございますけれども、これは他の広域連合の状況というのは、国が発表した件数のほかは把握しておりません。ただ、保険料を納付いただいている方との負担の公平性という点から、それを踏まえて、各広域連合がご判断なさった実態だと考えております。

以上でございます。

○議長（西田正則） 連合長。

○広域連合長（山田 知） 今回の保険料率の改正は、現在の限られた財源の中で最大限の努力を払った結果であるというふうに考えているところでございます。

○議長（西田正則） 質問は終わりました。

ここで議事の都合により、副議長と交代いたします。

○副議長（古谷 博） 議長を交代いたしました。副議長、古谷でございます。

それでは、日程第14、議長の辞職を議題に供します。

本件は、西田議員から議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものでございます。

地方自治法第117条の規定によりまして、西田議員の退席を求めます。

（西田正則議員 退席）

○副議長（古谷 博） お諮りいたします。

西田議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（古谷 博） ありがとうございます。

異議なしとの声がありますので、ご異議なしと認めます。

よって、西田議員の議長辞職は許可されました。

退席中の西田議員の入場を許可いたします。

（西田正則議員 入場）

○副議長（古谷 博） 西田議員から、ごあいさつがございます。

○12番（西田正則） 1年間でもございましたが、議長としまして、議員の皆さん方のご協力と、またいろいろご支援によりまして、終了させていただきました。

これを持ちまして、辞任のあいさつと。誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（古谷 博） ごあいさつは終わりました。

次に、日程第15、議長の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（古谷 博） ありがとうございます。

ご異議なしと認めますので、よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（古谷 博） ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に1番、神戸市の中村議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（古谷 博） ありがとうございます。

ご異議なしと認めますので、よって、中村議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のごあいさつをお願いいたしたいと存じます。

○議長（中村三郎） ただいま、皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会議長につくことになりました中村でございます。皆様方のご協力を得まして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。（拍手）

○副議長（古谷 博） ごあいさつは終わりました。この際、中村議長と交代いたします。

○議長（中村三郎） 次に、日程第16、副議長の辞職を議題といたします。

本件は、古谷議員から、副議長辞職願が提出されましたのでお諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定により、古谷議員の退席を求めます。

（古谷 博議員 退席）

○議長（中村三郎） お諮りいたします。

古谷議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村三郎） ご異議なしと認めます。

よって、古谷議員の副議長辞職は許可されました。

退席中の古谷議員の入場を許可いたします。

（古谷 博議員 入場）

○議長（中村三郎） 古谷議員からごあいさつがございます。

○32番（古谷 博） 昨年2月24日に副議長に、皆様のご推挙によりまして就任いたしまして、この連合の円滑な発展に微力を尽くしてまいりました。

今日をもちまして退任することになりまして、本当に皆様方にはいろいろとご示唆、ご協力賜りまして、ありがとうございました。

今後は、議員の一人として、連合の円満な推進、そして議会のますますの発展に微力を尽くしたいと思っております。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村三郎） ごあいさつは終わりました。

次に、日程第17、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村三郎) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村三郎) ご異議なしと認めます。

よって、議長において、副議長に33番、播磨町の清水議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村三郎) ご異議なしと認めます。

よって、清水議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長(清水ひろ子) ただいま、皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会副議長の職につくことになりました、清水でございます。

中村議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

○議長(中村三郎) ごあいさつは終わりました。

次に、日程第18、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、23番、養父市、藤原議員の退席を求めます。

(藤原敏憲議員 退席)

○議長(中村三郎) 提案理由の説明を求めます。

山田広域連合長。

○広域連合長(山田 知) ただいま上程されました同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の22ページをお開きください。

本件は、平成21年第2回臨時会で選任しました來住議員が、監査委員の職を退任されましたので、後任に広域連合議員のうちから選任する監査委員として、養父市の藤原議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中村三郎) 提案理由の説明は終わりました。

本件について、発言の通告ありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村三郎) ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の藤原議員の入場を許可します。

(藤原敏憲議員 入場)

○議長(中村三郎) 次に、日程第19、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第1条で任期は1年となっておりますので、同条例第3条の規定により、議長において17番、高砂市、登議員、18番、川西市、水田議員、20番、三田市、吉岡議員、26番、朝来市、多次議員、

39番、佐用町、庵途議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村三郎) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で本定例会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始ご審議賜り、また、議事進行にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より、ごあいさつがございます。

○広域連合長(山田 知) 本日の定例会におきまして、ご提案を申し上げました各議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれもご賛同をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。(拍手)

○議長(中村三郎) ごあいさつは終わりました。

これをもちまして、平成22年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

長時間ご苦勞さまでございました。

(午後4時40分閉会)

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 西 田 正 則

副 議 長 古 谷 博

議 長 中 村 三 郎

署名議員 村 上 正 明

署名議員 山 本 暁